

# (重要)「ラーケーション制度」 2 回目の試行実施のお知らせ

令和 6 年 9 月 2 日

校長 榊 正文

## 1. お知らせしたい内容：「ラーケーション制度」2 回目の試行を実施すること。

枚方市では、市教委あげて教職員の働き方改革を進めているところです。市のストレスチェックでは、本校は他校に比べて教職員のストレス度が高いことがわかっており、その緩和が課題です。

令和5年度からは、全教職員が毎学期1日以上計画的に休暇を取得することをめざし、健康管理のための計画年休制度を実施しております(下記資料1)。

令和6年度は、これを一歩進め、担任が計画年休を取る日に児童がご家族と有意義に過ごせるよう「ラーケーション制度」を考案、GW に試行実施しました。しかし、年度ははじめの時期であり、取得した教職員は1名にとどまりました。

そこで、本案のとおり、2回目の試行として、シルバーウィーク中の令和6年9月17、18、20日に実施いたします。(平日の火、水、金曜日 このうち18日(水)は4H 授業日です)

保護者の皆様におかれましては、制度のご理解と有効活用を、なにとぞお願い申し上げます。

本案の「ラーケーション制度」 具体的には、

- ① 下記④の試行実施日(3日間 うち 18 日は 4H 授業日)には、希望する担任が休暇をとりますが、当該学級では授業は進行させず、全ての時間を「自習」とします。(給食があります)
- ② 実施日1日あたり、最大3名の担任が休暇を取得する予定です。(のべ3日間で最大9名。担任一人当たり1日を限度にします。)
- ③ 当該日は、児童にとって休みやすい環境をつくり、家族で有意義に過ごすことを奨励します(但し記録上は欠席です)。もちろん、登校しても有意義に過ごせるよう、担任以外の教員が最善を尽くします。(当日は、クラスレクなど楽しい時間を持つ予定です)
- ④ 試行日は、令和6年9月17、18、20日とします。(平日の火、水、金曜日)
- ⑤ この試行期間に、どの担任がいつ休暇を取るかは、9月4日前後にお知らせします。

※全ての教職員が本休暇制度(ラーケーション)を利用するのではなく、実施の3日間にのべ9名以内を予定しています(担任一人当たり1日を限度にします)。

## 2. これまでの経緯と課題：

(本校と全く同一ではありませんが)ラーケーション制度は、既に愛知県で導入されています。愛知県の「休み方改革」の例(資料下記リンク)を示し、令和5年11月の学校運営協議会に諮ったと

ころ、令和6年に試行実施してはどうかというご意見がありGWに実施しました。

(議事録・資料[学校運営協議会報告](#) | [枚方市ホームページ \(city.hirakata.osaka.jp\)](#))

試行実施後は、実際運用してみてもうだったのか、保護者のご意見なども踏まえ、本格実施を  
するかどうかを決定したいと考えております。

### 参考資料1) 健康管理計画年休制度

下は参考)枚方市「健康管理年休制度」の内容

下表の各実施期間に計画的に取得することとしています。

実施期間	対象月	取得日数		
		正職員 再任用職員 任期付職員	左記以外 の職員	備考
第1期	4月～6月	1日	1日	
第2期	7月～9月	4日	2日	第2期に取得できな かった日数は第3期 に再度計画
第3期	10月～12月	1日	1日	
第4期	1月～3月	1日	1日	

問い合わせ先;校長・教頭 050-7102-9020

五常小ブログ「校長への提言・意見」コーナーでも受け付けています。